

米軍艦船等寄港時の事件・事故等に関する 危機管理マニュアル

平成26年1月改訂

総合政策部政策推進室政策推進課

本危機管理マニュアルについては、組織機構及び対象事案により適時
修正を加えて対応することとする。

目 次

1	目 的	1
2	対象危機	1
3	組織体制	1
4	入港後の米軍乗員等関係者の行動監視体制	2
5	危機発生時の対応	2
6	緊急連絡窓口	3
7	情報の提供等	3
8	資 料	
	(1) 米軍艦船等の寄港に伴う緊急連絡体制	
	(2) 米軍艦船等の寄港に伴う関係機関等連絡体制	

1 目的

このマニュアルは、米軍艦船等が友好親善、物資の補給及び訓練資材の搬入等を目的として苫小牧港に寄港した際の事件・事故等の発生に対し行動マニュアルを定めることにより、市民の安心・安全な生活を確保することを目的とする。

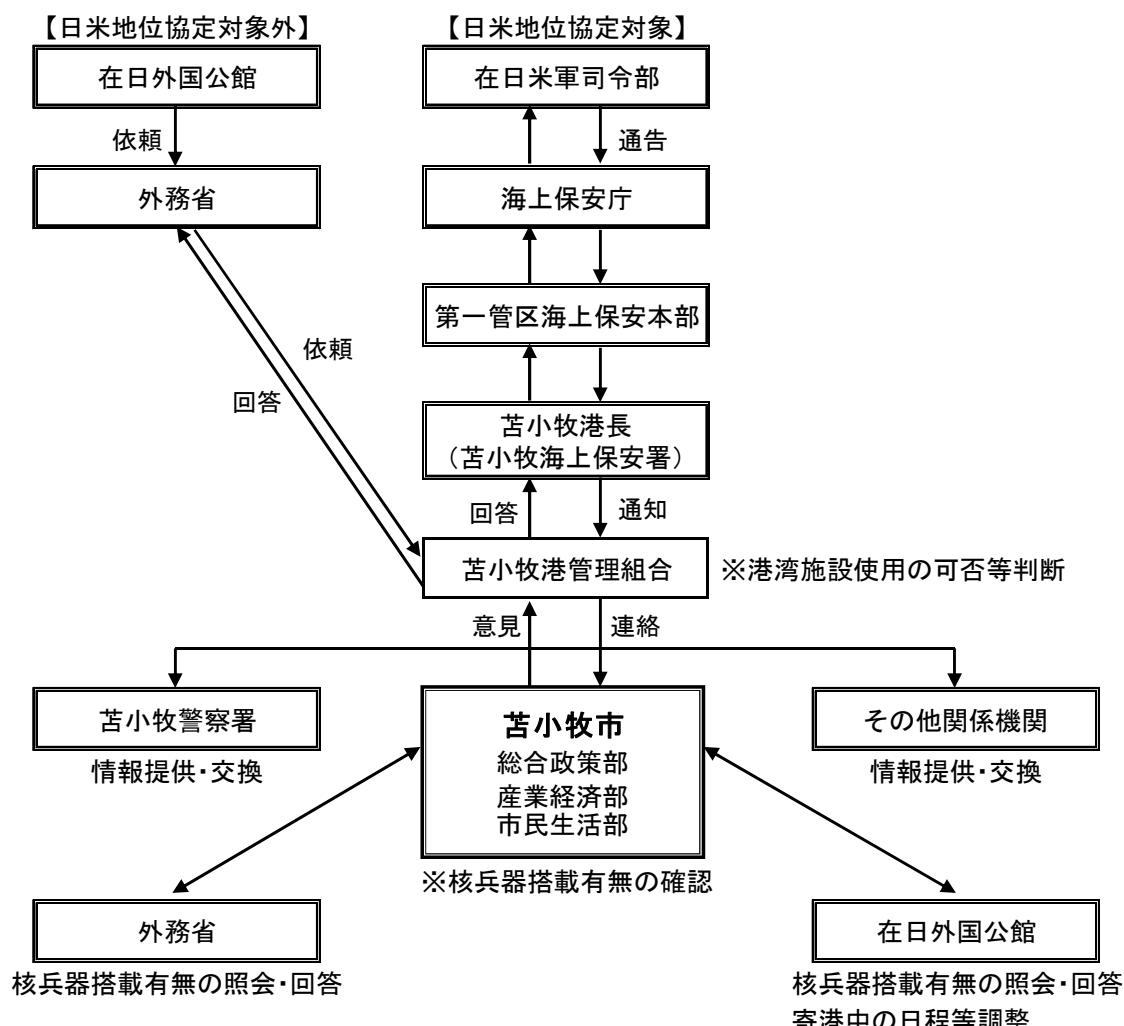
2 対象危機

このマニュアルの対象とする危機は、次に掲げるものとする。

- (1) 入出港時及び接岸時における他船舶との衝突事故、船舶火災及び油流出事故等
- (2) 入出港時及び接岸時における妨害行為による大規模な混乱
- (3) 米軍人乗員等による事件・事故等

3 組織体制

- (1) 市の所管部は、総合政策部とする。
- (2) 危機の発生に伴う緊急連絡体制は、別紙のとおりとする。
- (3) 入港情報の収集及び確認体制は、次のとおりとする。



4 入港後の米軍乗員等関係者の行動監視体制

- (1) 総合政策部は、入港後の米軍乗員等関係者の公式訪問行事日程、友好親善訪問行事日程並びに私的外出時の上陸許可及び行動日程等について、事前に外務省及び在日外国人公館と協議及び調整を行う。
- (2) 総合政策部は、前項の協議及び調整の内容を危機管理室、産業経済部、苫小牧港管理組合及び苫小牧警察署等関係機関に報告する。

5 危機発生時の対応

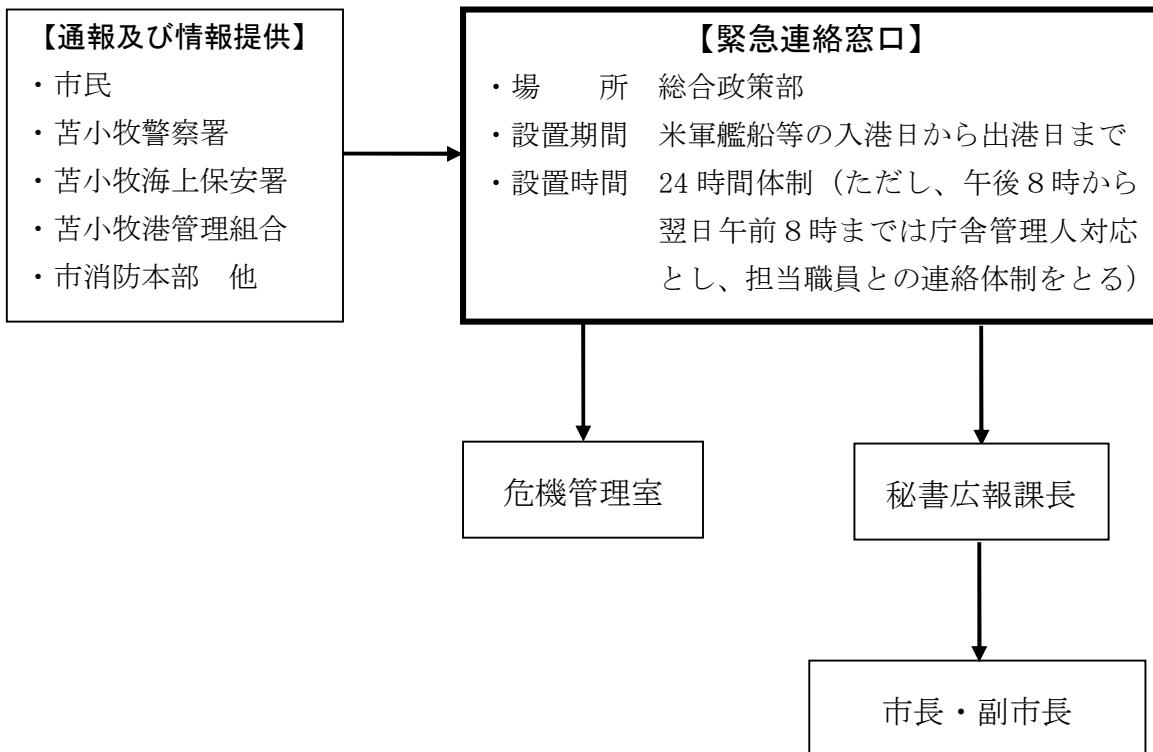
- (1) 米軍艦船等の入港が明らかになった場合、総合政策部、危機管理室、産業経済部、苫小牧港管理組合、苫小牧海上保安署及び苫小牧警察署等関係機関との連絡体制及び対応等の確認のため、事前に担当者による会議を開催する。なお、対象とする危機における市の役割は、概ね次のとおりである。
 - ア 入出港時及び接岸時における他船舶との衝突事故、船舶火災及び油流出事故等
総合政策部及び危機管理室は、関係機関と連携し情報収集に努め、消防本部は、当該関係機関からの要請に基づき緊急搬送や救難体制等の支援を行う。
 - イ 入出港時及び接岸時における妨害行為による大規模な混乱
総合政策部及び危機管理室は、関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、市民の安全を確保するため、当該関係機関からの要請に基づき協力及び支援を行う。
 - ウ 米軍人乗員等による事件・事故等
総合政策部及び危機管理室は、苫小牧警察署及び苫小牧海上保安署と連携して被害状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関へ連絡する。
- (2) 危機管理室は、市民が被害者又は加害者となるような事件・事故等で人的な被害等が発生し、日米間における補償問題あるいは刑事裁判等に至るような場合など、発生する危機が所管する部以外の複数の部が連携して具体的な対応を協議する必要があると判断した場合には、「苫小牧市米軍艦船等緊急事態対策会議」を設置し、当該事件・事故等に対する対応を協議し、事態解決に向けての対策を実施する。

【苫小牧市米軍艦船等緊急事態対策会議】

名 称	構 成 員	協 議 檢 討 事 項
苫小牧市米軍艦船等緊急事態対策会議	<p>【議 長】 苫小牧市長 【副議長】 副市長 【委 員】 総合政策部長、総務部長、市民生活部長、危機管理室長、産業経済部長、消防長、苫小牧港管理組合総務部長 (他の部長等については、事件・事故等の状況に応じ招集する)</p>	<ol style="list-style-type: none">1 事件・事故等についての状況報告 (緊急連絡通報内容)2 事件・事故等に対する協力要請対応 (各部配置体制指示)3 広報活動の展開と分担 (市民への周知、報道関係者への情報提供、市議会への概要及び記者会見)4 関係機関との連絡調整担当

6 緊急連絡窓口

市民及び関係機関からの事件・事故等に関する通報及び情報提供等については、「緊急連絡窓口」を開設し対応する。



7 情報の提供等

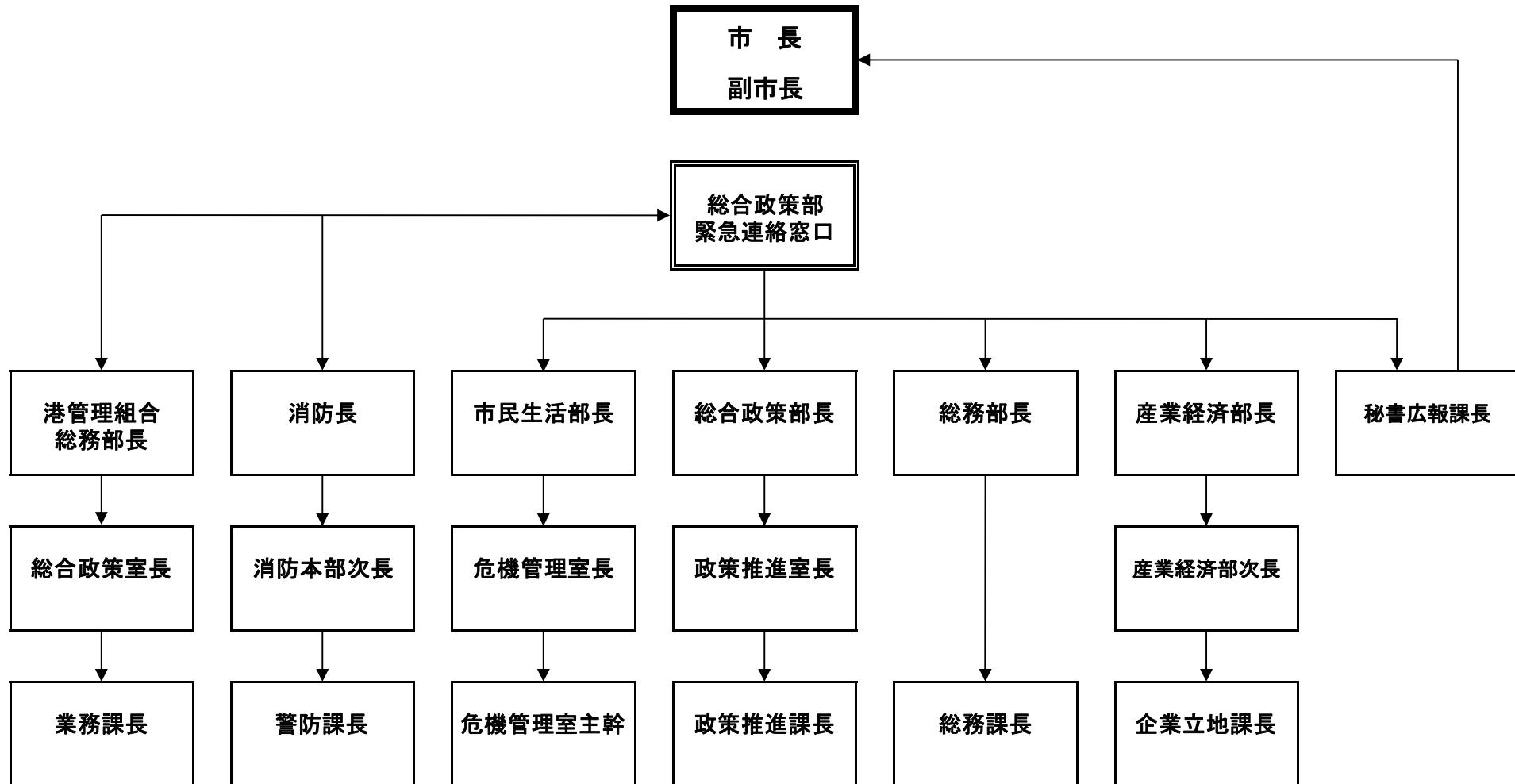
総合政策部及び危機管理室は、市民及び事業者等に対し、危機の発生状況、今後の見通し、応急対策、市民等に求める行動及び関係機関からの情報を市ホームページ及び広報等により迅速・的確に周知する。

資料

(1) 米軍艦船等の寄港に伴う緊急連絡体制

(2) 米軍艦船等の寄港に伴う関係機関等連絡体制

米軍艦船等の寄港に伴う緊急連絡体制



※ 緊急連絡窓口からの夜間・休日の連絡体制は、個人携帯電話連絡体制とする。

※ 各部の夜間・休日の連絡体制は、各部連絡網による体制とする。

米軍艦船等の寄港に伴う関係機関等連絡体制

資料

